

敦賀市移住支援金（東京圏型）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、第8次敦賀市総合計画に基づき、本市への移住定住を促進するとともに、中小企業の人手不足の解消等に資するために、予算の範囲内で本市と福井県が協働して行うU・Iターン移住就職等支援事業における移住支援金（以下、「移住支援金」という。）を交付することに関して、敦賀市補助金等交付規則（昭和57年敦賀市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者要件等）

第2条 補助対象者は、次の（1）の要件を満たし、かつ、（2）、（3）又は（4）の要件を満たす就労又は起業した者とする。

（1）移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村のうち政令指定都市を除く市町村及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 令和元年4月1日以降に本市に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、本市に転入後3か月以上1年以内であること。
- ③ 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に関する特例法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定

める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

③ その他、本市又は福井県が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就労に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就労先が、福井県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就労者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就労でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就労していること。

(オ) 上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降に、求人に応募したものであること。

(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 関係人口に関する要件

次に掲げる(ア)及び(イ)に該当し、かつ(ウ)又は(エ)に該当すること。

(ア) 就労先が農林水産業であること。ただし、公的機関等によって、農林水産業に就労していることが確認できる場合に限る。なお、就労先が農林水産業に関連する法人等である場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就労していること。

(イ) 令和7年4月1日以降、本市を訪れ、移住に向けた現地活動等を行ったものであること。

(ウ) 福井県が実施する関係人口拡大を目的とした事業(地域の仕事・暮らしインターン推進事業、都市部子育て家族の県内長期滞在モデル構築事業、移住サポート推進事業、移住相談集中強化事業、地域おこし協力隊レベルアップ事業、その他件が関係人口拡大を目的として実施する事業)に参加、又は利用したことを福井県が認めた者であること。

(エ) 本市で実施される地域活動等(氣比神宮例祭敦賀まつりにおける神輿渡御、山車巡行、その他市長が地域活動等と認めるものをいう。)の参加者であり、移住後も継続して参加する意向があること。

(4) 起業に関する要件

福井県が定めるUIターン創業補助金事業交付要領に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

2 第3条第1号に掲げる世帯の要件は、次に掲げる事項の全てを満たすものとする。

(1) 2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(3) 2人以上の世帯員がいずれも、令和元年7月9日以降に本市に転入したこと。

(4) 2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において本市に転入後3か月以上1年以内であること。

(5) 2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付金額)

第3条 移住支援金の金額は、次に掲げる額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、令和5年4月1日以降に別表2に定める18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合は、18歳未満の世帯員一人につき1,000千円を加算するものとする。

- (1) 世帯での申請 1,000千円
- (2) 単身の申請 600千円

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 就労証明書(様式第2号)
- (2) 住民票の写し
- (3) 本人確認書類
- (4) 第2条第1項(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)又は(4)の要件に該当することを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第3条第1号に規定する世帯での申請をしようとする者は、前項に規定する書類に加え、第2条第2項の要件を満たすことを証する書類を添付しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、申請者に対して、必要な条件を付して速やかに交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、支援金の交付の要件に適合しないと認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付をしない場合は、その旨を申請者に通知する。

(移住支援金の交付方法)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた申請者が移住支援金の交付を受けようとするときは、移住支援金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第7条 本市及び福井県は、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者(以下、「移住就労者」という。)に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

2 移住就労者は、別表1の区分に応じて、市長に現況等の報告を行わなければならない。

(移住支援金の返還)

第8条 移住就労者は、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額を返還しなければならない。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があ

るものとして、本市及び福井県が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をした場合
- (イ) 移住支援金の申請日から3年未満で本市から転出した場合
- (ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

- (オ) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、本市と福井県が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和元年12月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。

別表 1

区分	提出書類	提出期限
交付決定から1年が経過したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 ・住民票の写し（移住支援金の対象となった世帯員が市内に継続して居住していることを証することができるもの） 	交付決定から1年が経過する日から、30日以内
交付決定から2年が経過したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（移住支援金の対象となった世帯員が市内に継続して居住していることを証することができるもの） 	交付決定から2年が経過する日から、30日以内
交付決定から3年が経過したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（移住支援金の対象となった世帯員が市内に継続して居住していることを証することができるもの） 	交付決定から3年が経過する日から、30日以内
交付決定から4年が経過したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（移住支援金の対象となった世帯員が市内に継続して居住していることを証することができるもの） 	交付決定から4年が経過する日から、30日以内
交付決定から5年が経過したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（移住支援金の対象となった世帯員が市内に継続して居住していることを証することができるもの） 	交付決定から5年が経過する日から、30日以内

別表 2

区分	定義
18歳未満の世帯員	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの未就労者（申請日が属する年度の4月2日以降が誕生日の未就労者） ・ただし、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象とならない。